

平成25年9月13日

各指定障害福祉サービス事業所・施設の長 様  
各指定特定相談支援事業所の長 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室長  
(担当 在宅福祉担当)

**障害のある子どもの放課後支援・通学支援 ～ほほえみネット～  
の実施（移動支援事業の拡充）に係る協力依頼について**

平素は、本市の障害保健福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

この度、本市では、障害のある子どもの家庭の生活の安定を図るため、現在実施している障害のある方の外出支援を行う移動支援事業（ガイドヘルプ）の制度拡大を図り、平成25年10月から新たに別添の平成25年9月13日付け通知「障害のある子どもの放課後支援・通学支援 ～ほほえみネット～の実施（移動支援事業の拡充）について」のとおり事業を実施しますので、情報提供いたします。

また、当事業の実施につきましては、放課後支援の実施場所として、身近な地域における安心・安全な居場所の確保が必要となります。事業を実施する指定移動支援事業所から、障害福祉サービス事業所・施設の空きスペースの利用（別添通知 5p「3（2）放課後支援の実施場所について」参照）について相談があった場合は、貴事業所・施設の運営上可能な範囲で、ぜひ御検討、御協力いただきますようお願いいたします。

**【問合せ先】**

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室  
在宅福祉担当（橋本，牧野，多田）  
電話：075-222-4161